



お問い合わせ先一覧

- 町役場
☎096-234-1111 (代表)
- 町教育委員会
(町生涯学習センター)
☎096-234-2447 (代表)
- 町総合保健福祉センター
☎096-235-8711
- 町水道管理センター
☎096-234-0755
- 町民センター
☎096-234-2459
- 町学校給食センター
☎096-234-0255
- 町老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
☎096-234-0423
- 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
☎096-282-0688
- 上益城消防署
☎096-282-1955
- 御船警察署
☎096-282-1110
- 上益城広域連合
☎096-237-2891
- 県上益城地域振興局
☎096-282-2111 (代表)
- 県御船保健所
☎096-282-0016
- 県庁
☎096-383-1111 (代表)

町からのお知らせについては、詳しくは町公式サイトをご覧ください。

🌐 <https://www.town.kosa.lg.jp/>

① お知らせ

障害者手帳所持者などを対象とした軽自動車税の減免申請

身体や知的・精神などに障がいのある方が所有する軽自動車について、その障がいの程度や使用状況などが一定の要件を満たす場合、軽自動車税(種別割)の減免を受けられる制度があります。

この制度に該当する場合は、町税務課で申請を行うことにより、障がい者1人につき1台に限って減免になります。ただし、普通自動車との併用はできません。

▼減免対象となる軽自動車

①身体や知的・精神などに障がいのある方または障がいのある方と生計を一にする方が所有し、障がいのある方自らが運転する軽自動車

②身体障がい者本人が18歳未

満の場合、療育手帳(知的障害者福祉手帳)または精神障害者保健福祉手帳を交付されている本人またはその本人と生計を一にする方が所有する軽自動車、もつぱら障がいのある方のために使用する軽自動車および単身で生活する障がい者のために使用する軽自動車

③障がいのある方のみで構成される世帯において、障がいのある方が所有し、その方を介護する方が運転する軽自動車

④障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車(車いすの昇降装置や固定装置を装着する等特別な仕様に製造されたものまたは一般の軽自動車に同種の構造変更が加えられたもの)

▼申請に必要なもの

① 交付を受けている手帳・身体障害者手帳

・戦傷病者手帳

・療育手帳

・精神障害者保健福祉手帳

② 車検証(本人名義であること)

※身体障がい者本人が18歳未満の場合、療育手帳(知的障害福祉手帳)または精神

障害者福祉手帳を交付されている方

の場合、生計を一にする方が所有する軽自動車も対象です。

③ 運転者の運転免許証

④ マイナンバーカードまたは通知カード

⑤ 印かん

⑥ 軽自動車税(種別割)納付書

※①～⑥をご準備の上、町税務課にて軽自動車税減免申請書にご記入ください。

▼申し込み期間

5月13日(水)～6月1日(月)

※土・日曜日、祝日は除きます

▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

(内線115)

危険ブロック塀等安全確保事業を実施しています

町では、地震などによるブロック塀等の倒壊を防ぎ、歩行者の安全と避難路を確保するため、道路に面する倒壊の危険性が高いブロック塀等を撤去し、その後安全なブロック塀等を設置する工事費用の一部補助する事業を実施しています。

▼補助対象要件

次の条件を満たすブロック塀等の所有者で、税金などの滞納がない方

・ブロック塀等が面する道路(避難路)からの高さが80センチ以上のもの

・ブロック塀等の高さが60センチ以上のもの

・町が安全対策が必要と評価したもの

▼補助対象となる工事と補助内容

・補助対象となる工事と補助内容

・補助対象となる工事と補助内容

・補助対象となる工事と補助内容

・補助対象となる工事と補助内容

・補助対象となる工事と補助内容

doctor

日曜当番医

月日	当番医	電話番号
5月3日	谷田病院	096-234-1248
5月10日	桃崎整形外科	096-235-8111
5月17日	荒瀬病院	096-234-1161
5月24日	谷田病院	096-234-1248
5月31日	小屋迫医院	096-234-0165

tax

町税などの滞納処分(3月分)

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	1件
公売回数	0件
出品数	0件
滞納処分関連収入	312,855円

古きを訪ねて甲佐町を知る

甲佐町の文化財探訪 ～第80回～

「薬王寺の歴史」石坂 妙 町文化財保護委員 (吉田区)

文化財探訪 (第77回) では早川区の薬王寺の現在の佇 (たたず) まいと涅槃図 (ねはんず) の紹介をしましたが、今回は寺の歴史について調べてみました。

薬王寺は「医福山 (いふくやま)」の麓に建てられ、「医」がつくことから本尊を薬師如来としたのでは、と考えます。そこに文明年中 (1469～1487) に大慈四十一世雲玄廣和尚 (だいいじよんじゅういっせいうんげんこうおしょう) が寺を開き、この地を荘園 (しょうえん) として大慈寺 (だいいじ) (熊本市) に寄進 (きしん) し、庇護 (ひご) してもらったのではないかと推定しています。

もう一つの説は、建武年中 (1334～1338) に四世愚谷常賢和尚 (よんせいぐこくじょうけんおしょう) が建てたというものです。

いずれも熊本市南区川尻の大慈寺の末寺 (まつじ) と伝えられていることから、建立 (こんりゅう) 年間や開祖 (かいそ) が分からないにしても由緒正しいお寺の流れを汲んでいることは間違いないでしょう。どちらにせよ、昔からこの地に存在した寺であることは確かです。

現在は寺離れが進んでいると言われ、「もの」の価値観も多様化しています。少し立ち止まって物事を見詰め直す機会に寺を活用するのもいいかもしれません



▶ 医福山の麓に建立された薬師寺の山門

■ お問い合わせ先 町教育委員会社会教育課
☎ 096-234-2447 (内線 322)

- ① 道路に面するブロック塀等を撤去する工事
補助対象工事費の3分の2以内または撤去対象の長さ(以下)×1万2千円(補助限度額20万円)
- ※フェンスの撤去費用は対象外です
- ② ブロック塀等の撤去とセツトで行う安全なブロック

塀・フェンス・生垣の設置工事
補助対象工事の3分の2以内または設置対象の長さ(以下)×1万5千円(補助限度額15万円)

▼ 申し込み期限
令和3年1月29日(金) 午後5時
※土・日曜日、祝日は除きます

※予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合があります

※本補助事業を申請する場合は、町建設課への事前相談が必要です

▼ 申し込み・お問い合わせ先
町建設課
☎ 096・234・1183 (内線162)

甲佐町国土強靱化地域計画を策定しました

町では、国の「国土強靱化基本計画」に基づき、令和2年3月に「甲佐町国土強靱化地域計画」を策定しました。

この計画は、熊本地震のような大規模地震や大型台風、記録的豪雨などの災害がいつ発生してもおかしくないとの認識のもと、あらゆる大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を計画的に推進していくことを目的とした計画です。

なお、計画期間は令和2年度から令和7年度までの6年間と定めておりますが、社会情勢の変化や基本法の変更、町に多大な影響を及ぼす災害の想定追加・変更または具体的な取り組みの進捗状況等を勘案し、必要に応じて計画を見直すこととしています。

計画書および概要版については、町公式ウェブサイトにて公開しています。是非ご覧ください。

▼ お問い合わせ先
町企画課

☎ 096・234・1115 (内線251)

environmental preservation

クリーンセンターへのごみ搬入量 (3月分)

種別	搬入量	前月比較	前年比較
可燃ごみ	218,110	41,830	△8,750
資源ごみ	30,200	11,650	2,000
粗大ごみ	7,490	2,790	1,860
合計	255,800	56,270	△4,890

※単位：kg

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	3月	年累計
人身事故	1	1
物損事故	8	33
盗難など	0	2

3月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	0	(0)
原野	0	(0)
その他	5	(5)
合計件数	5	(5)

4月15日現在 (カッコ内は前年比較)

甲佐町総合型地域スポーツクラブ
[I-YOUスポーツ&カルチャークラブ]
5月のアユスポ・カレンダー

今月のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、小中学校体育館などの貸出を中止しています。各スポーツ活動の実施状況については、町教育委員会までお尋ねください。

●スポンジテニス&バドミントン

甲佐小体育館
月曜日(祝日除く) 午後7時30分

●少年柔道スクール

甲佐中武道館「甲心館」
・中学生の部
月・水・木・金・日曜日
・小学生の部
月・水・金曜日
いずれも午後7時

●卓球

町生涯学習センター・ホール
水・金曜日(祝日除く) 午後7時

●ルディックウォーキングスクール

白旗小体育館
第1・3月曜日 午後7時
乙女小体育館
第1・2・3金曜日 午後7時

●トランポリンスクール

特別養護老人ホーム桜の丘
金曜日 午後5時30分

●サッカースクール

甲佐中グラウンド など
火・木・金曜日 午後7時
土・日曜日 不定期

●女子サッカースクール

甲佐中グラウンド など
水・金曜日 午後7時30分
土・日曜日 不定期

●ジュニアバスケットスクール

※ 場所・時間ともに不定期の為
お問い合わせください。

■お問い合わせ先

町教育委員会社会教育課
☎096-234-2447(内線325)

①お知らせ

新型コロナウイルス感染症の発生による特例貸付

熊本県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少で生活資金にお悩みの方々を対象に無利子で保証人不要の緊急貸付を行っています。

最大20万円までの貸付を受ける事ができます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

▼受付期限

7月31日(金) 午後4時

※土・日曜日、祝日を除きます

▼ご準備いただくもの

①収入の減少がわかる書類(給与明細、給与振込の通帳、帳簿など)

②通帳またはキャッシュカード

③住民票(世帯全員の続柄が記載されたもの)

④身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)

⑤印かん

▼お問い合わせ先

熊本県社会福祉協議会

☎096-324-5475

甲佐町社会福祉協議会

☎096-234-1192

農林業者の皆さんを支援します

県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて収入が減少している農林漁業者の皆さんを対象に、県独自の緊急支援資金を創設しました。

融資の申し込み方法などの詳細は、県団体支援課までお尋ねください。

融資には金融機関の審査が必要ですが、このほかに日本政策金融公庫(☎096-353-3104)のセーフティーネット資金の利

用が可能ですので、併せてご検討ください。

▼借入限度額

1千万円(5年間無利子)

▼返済期間

最大10年(当初3年間は返

済不要)

▼保証料

不要

▼お問い合わせ先

県団体支援課

☎096-333-2371

中小企業者向けの融資制度をご用意しています

県では、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している中小企業者の方を対象とした融資制度をご用意しています。

制度の詳細は、県ホームページをご覧ください。

融資の申し込みや相談は、お近くの商工会議所や商工会、中小企業団体中央会、取扱金

Information

ご支援ありがとうございます～震災支援の皆さんをご紹介します～

熊本地震の発生に伴い、町では平成28年度から震災復興のため、県内外から多数の派遣職員の方などにご支援をいただいています。今年度、本町の震災復興のために町建設課にて尽力されている皆さんをご紹介します。



野付 祐司さん
〔鹿児島県出水市〕

甲佐町の復興のために頑張ります。



中迫 由香さん
〔鹿児島県鹿児島市〕

甲佐町の復興のために一生懸命頑張ります。



久永 哲郎さん
〔鹿児島県鹿児島市〕

少しでも甲佐町復興のお役にできるよう頑張ります。



河野 剛さん
〔鹿児島県鹿児島市〕

短い期間ですが、甲佐町の復興のために頑張ります。

●お問い合わせ先 町総務課 ☎096-234-1140 (内線221)

ご支援ありがとうございます

ふるさと甲佐 応援寄附金

ふるさと納税のお礼の品として贈呈している本町の特産品を紹介します。



「梅酒カステラ」
こうさんもん No.10
梅酒が香る甘さ控えめカステラ
▶パン工房ふうさん
☎096-234-2112



「西寒野のかけ干し米」
こうさんもん No.11
昔ながらのかけ干しでつくった米
▶西寒野のかけ干し米
☎096-235-5644

▶町公式ウェブサイト
「ふるさと納税」ページ
<https://www.town.kosa.lg.jp/q/aview/136/233.html>

「ふるさと甲佐応援寄附金」にご協力いただきまして、ありがとうございます。

▶ご寄付いただいた皆様
お名前 住所
・池田 あや様 東京都
・江頭 愛子様 東京都 ほか

▶令和元年度寄附金額合計
10,828,000円
(3月31日現在)

■お問い合わせ先
町地域振興課
☎096-234-1154 (内線232)

融機関で受け付けています。融資には、金融機関および信用保証協会の審査が必要です。

▼お問い合わせ先
県商工振興金融課
☎096-3383-2314

第十一回特別弔慰金の支給について

令和2年が戦後75周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)が支給されます。

▼支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母など)

がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給されます。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取った方

②戦没者等の子

③戦没者等の「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた(基本的に同一の戸籍に入っていた方)に限ります。

※3、4については、戦没者等の死亡時に生まれている

ことが前提となります。

▼償還額
額面25万円、5年償還の記名国債(年額5万円)

▼第1回目償還日
令和3年4月15日

▼請求期限
令和5年3月31日

▼請求・お問い合わせ先
町福祉課
☎096-234-1114
(内線146)

くらし安全

「ゆっぴーメール」に登録しよう

「ゆっぴー安心メール」は、子ども・女性・高齢者などの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内で発生した、

- ・声かけ事案、不審者の出没など、子どもに対する犯罪の前兆と思われる事案情報

・行方不明、高齢者などの手配、迷い人に関する情報

・高齢者などの安全・安心に関する情報

・防犯パトロールなどに有益な情報

・強盗など重要または特殊な犯罪発生に関する情報

・電話で「お金」詐欺などの被害防止に関する情報

など、安全・安心に関する情報を警察から登録された方の携帯電話やパソコンにメールで配信するものです。

この機会に「ゆっぴー安心メール」へのご登録をお願いします。

登録を希望される方は、
☎k110@ansin.police.pref.kumamoto.jp へ空メールを送信してください。

▼お問い合わせ先
御船地区防犯協会連合会(御船警察署内)
☎096-282-1110

町生涯学習センター・ギャラリーモール展示のお知らせ ~5月~

●ギャラリーモール展示作品を募集します

町教育委員会では、町生涯学習センター・ギャラリーモールにて展示する作品を募集しています。絵画や写真、手芸作品などの文化活動の成果を発表する場などとして、ぜひご利用ください。

●お問い合わせ先 町教育委員会社会教育課 ☎096-234-2447



◀絵画や写真、手芸作品などを展示してみませんか。